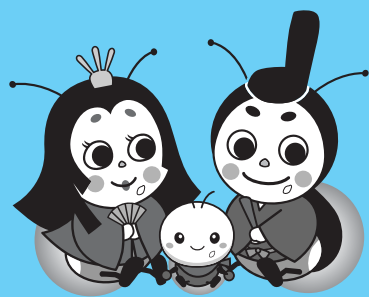


所得税および復興特別所得税・市県民税の申告は

3月17日(月)までに



確定申告を必要とする人

◆事業をしている場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成25年中の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超えるとき。

◆サラリーマンの方

- ①給与の年収が2,000万円を超える場合。
- ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外の各種の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える場合。
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされた主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える場合。

◆公的年金等を受給している方

- ①公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合はその合計額）が400万円を超える場合。
- ②年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の「所得の合計金額」が20万円を超える場合。

- 復興特別所得税が創設されました。平成25年分から平成49年分まで所得税と併せて申告・納付することになります。（原則所得税額の2.1%）
- 生命保険料控除や地震保険料控除等の各種控除を受ける場合は、市県民税の申告が必要です。
- 詳細は、冊子「所得税および復興特別所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税および介護保険料の申告について!!」をご覧ください。



市県民税の申告について

（申告期限3月17日）

平成26年1月1日現在、市内に住所を有する人は、原則として申告書を提出しなければなりません。ただし、次に掲げる人は申告義務が免除され、申告書を提出したものとみなされます。

- 勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されていて、給与所得以外の所得を有しない人。
 - 公的年金等の支払いを受けている人で公的年金等に係る所得以外の所得を有しない人。
 - 平成25年分の所得税および復興特別所得税について、確定申告書を提出した人。
- また、市県民税申告は、国民健康保険税と介護保険料の申告も兼ねています。被保険者の方は、所得がない場合でも必ず申告してください。

みなさんの申告をスムーズに受付けるために

「収支内訳書」「医療費の明細書」はあらかじめ作成を

・農業所得、営業等所得、不動産所得の申告をされる人は、収入金額の明細や支払いの領収書等から収支計算を行い、「収支内訳書」を作成してお越しくください。

・医療費控除の申告をされる人は、あらかじめ、治療を受けた人ごと、または医療機関ごとに支払った医療費を集計し、「医療費の明細書」を記入してお越しくください。様式は各庁舎にあります。

次に該当する人は

必ず長浜税務署で申告を。

- ・青色申告をする人
- ・土地、建物、株式等の譲渡所得がある人
- ・新たに住宅借入金等特別控除を受ける人
- ・先物取引に係る所得がある人
- ・山林所得がある人
- ・白色申告をする事業者の人(収支内訳書の作成について)

長浜税務署 ☎62-6144

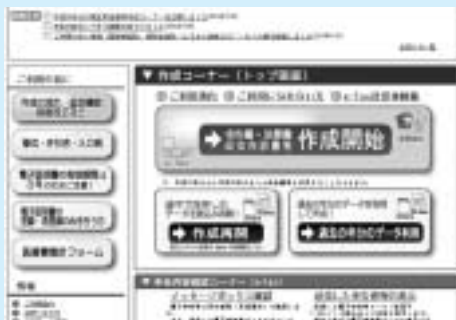
Information

国税庁ホームページで あなたの確定申告をサポート

国税庁では、ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。ぜひご利用ください。

とても便利な「確定申告書等作成コーナー」

申告書の作成の際、「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税額などが自動計算できるほか、プリントアウトして郵送などで申告書を提出することもでき、とても便利です。



国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

「医療費控除」の申告をされるみなさんへ 医療費の領収書は、国保の「高額療養費申請」にも必要です。

医療費の支払いが高額になった場合、その額が法で定められた『自己負担限度額（月額）』を超えると、超過分は「高額療養費」として支給されます。高額療養費の手続きには支払った医療費の領収書（原本）が必要です。（後期高齢者医療保険をはじめ加入中の保険によっては不要の場合もあります。）

国保に加入されている方で、平成25年中に支払った医療費の内、ひと月ごとの医療費が高額療養費の該当になると思われる方は、確定申告（医療費控除）で領収書を提出される前に、医療費の領収書を持って市役所各庁舎の窓口で高額療養費の申請をしてください。

なお、『自己負担限度額（月額）』は、年齢や世帯の所得状況によって区分されていますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- * 窓口で領収書をコピーし、原本をお返しします。
- * 国保以外の方は、加入中の健康保険（組合）にお問い合わせください。

お問い合わせ 市民部 保険課(近江庁舎)
☎52-6922 ㊟52-8730

申告相談日程について

申告相談については、次の日程で受け付けます。学区ごとに相談日と会場が決まっています。できるだけ指定された相談会場にお越しください。

また、申告会場は混み合うことがありますので、時間に余裕をもってご来場ください。相談時間はいずれも9時から16時までです。

(土、日、祝日は、米原市役所・長浜税務署では申告相談を行っていません。)

対象学区等	相談会場	相談日 (受付時間 9時～16時)
旧山東東学区	山東庁舎	2月17日(月)、3月 6日(木)
旧山東西学区	山東庁舎	2月18日(火)、2月19日(水) 3月 6日(木)
柏原学区	山東庁舎	2月20日(木)、2月21日(金) 3月 7日(金)、3月10日(月)
大原学区	山東庁舎	2月24日(月)、2月25日(火) 3月11日(火)
春照学区	ジョイいぶき	2月26日(水)、3月 3日(月) 3月 4日(火)、3月 5日(水)
伊吹学区	ジョイいぶき	2月27日(木)、2月28日(金)
東草野学区	ジョイいぶき	2月28日(金)、3月 4日(火)
旧米原学区	米原庁舎	2月17日(月)、2月20日(木) 3月 5日(水)、3月 6日(木)
旧入江学区	米原庁舎	2月18日(火)、2月19日(水) 3月 7日(金)
旧息郷学区	近江庁舎	2月21日(金)、3月 4日(火)
	米原庁舎	3月10日(月)
旧醒井学区	近江庁舎	2月21日(金)、3月 4日(火)
	米原庁舎	3月10日(月)
息長学区	近江庁舎	2月24日(月)、2月25日(火) 2月28日(金)、3月11日(火)
坂田学区	近江庁舎	2月26日(水)、2月27日(木) 3月 3日(月)、3月11日(火)
全学区	近江庁舎	3月12日(水)、3月13日(木) 3月14日(金)、3月17日(月)

- * 旧山東東学区…長岡、万願寺、西山
- * 旧山東西学区…志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野
- * 旧米原学区…梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀目山
- * 旧入江学区…朝妻、筑摩、磯(磯北、磯中、磯元、磯南)
- * 旧息郷学区…河南、樋口、南三吉、三吉、西坂、東番場、西番場
- * 旧醒井学区…一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生

お問い合わせ 市民部 税務課(近江庁舎)
☎52-1556 ㊟52-8730